

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令（昭和四十七年政令第二十七号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>全国新幹線鉄道整備法附則第一項ただし書の政令で定める区間は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該区間に係る同項ただし書の政令で定める日は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
<p>大阪市と福岡市とを連絡する新幹線鉄道のうち大阪市と岡山市とを連絡する区間</p>	<p>昭和四十七年三月十五日</p>	<p>大阪市と福岡市とを連絡する新幹線鉄道のうち大阪市と岡山市とを連絡する区間</p>	<p>昭和四十七年三月十五日</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>東京都と青森市とを連絡する新幹線鉄道のうち盛岡市と八戸市とを連絡する区間</p>	<p>平成十四年十二月一日</p>	<p>東京都と青森市とを連絡する新幹線鉄道のうち盛岡市と八戸市とを連絡する区間</p>	<p>平成十四年十二月一日</p>
<p>福岡市と鹿児島市とを連絡する新幹線鉄道のうち八代市と鹿児島市とを連絡する区間</p>	<p>平成十六年三月十三日</p>		